

岩内町土地環境保全条例【概要】

【背景・趣旨】

今後、町内における観光開発の増が予想されることから、本町における適正な土地利用及び災害の防止を図るため、現状において何も規制がかからない、造成行為である「建築物の建築を伴わない土地の区画形質の変更」についても監視（規制）することで、自然環境の適正な保全に配慮した秩序ある開発を促すもの

【目的】

- 無秩序な開発を抑制
- 適正な土地利用の維持
- 将来も含めた災害の予防

【対象】

土地造成等行為を行う造成区域の面積が3,000平方メートル以上の一団の土地
※既設と合算した場合も含む

【町、事業者、土地の所有者及び町民の責務】

町内全域において、自然環境の適正な保全に配慮した秩序ある開発が図られるように、それぞれの立場で努めなければならない。

【事業主の責務】

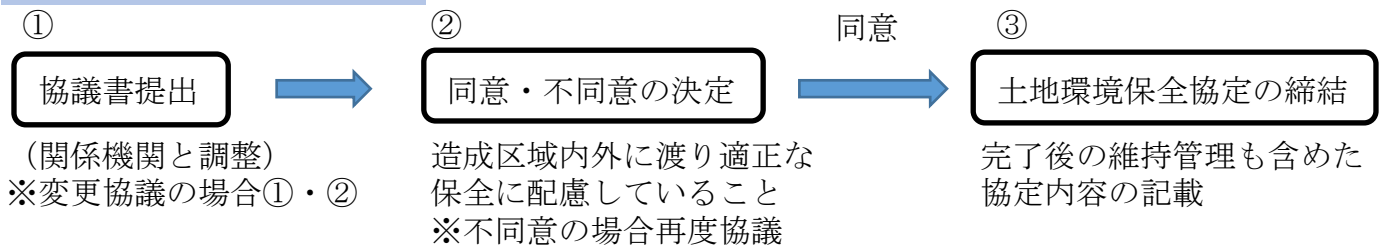
- 安全で良好な生活環境の確保に努める
- 各関係機関及び近隣周辺住民等への説明を十分行い、紛争防止に努める。

【町の責務】

無秩序な開発の防止に関する施策について、関係部局と密接に連携して、その推進に努める。

【手続きの流れ】

土地造成等行為をする場合



【措置命令】

〈同意を得ずに土地造成等行為を行っている場合〉

- 土地造成等行為の中止又は現状回復その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

〈指導及び勧告に従わない場合〉

- 土地造成等行為の計画変更又は施工方法の改善若しくは中止又は現状回復その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 土地造成等行為を廃止又は休止しようとする場合、擁壁又は排水施設の設置その他災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

上記命令に従わない場合

- 正当な理由なく命令に従わないときは、施工者の氏名及び命令の内容を公表することができる。

